

令和 8 年度採用 五ヶ瀬町 地域おこし協力隊募集要項

五ヶ瀬町は九州のほぼ中央、宮崎県の北西部にあり、熊本県との県境に位置しています。

町の人口は 3,164 人(令和 8 年 5 月 31 日現在)と小さな町ですが、国指定重要無形民俗文化財の「荒踊」がユネスコ無形文化遺産に登録されているほか、五ヶ瀬町、高千穂町、日之影町、諸塚村及び椎葉村の 5 町は、伝統的山間地農林業の継承がなされていることが評価され、世界農業遺産にも認定されています。

自然資源では、九州で最も古いシルル紀の地層を持つ祇園山があり、南西に延びる古生層では、クサリサンゴやペルム紀のマーチソニア、アンモナイトなど多数の化石が産出されます。また、向坂山(標高 1685m)の南部に広がる霧立山地は、自然生態系が豊かな太平洋型ブナ帯で、天然記念物の白岩山石灰岩峰植物群落やキレンゲショウマ、ヤマシャクヤクなど稀少植物の群落値や保護地があるほか、林内にはハチクマ、トラツグミなどの珍しい野鳥が飛び交っています。

こうした豊かな自然資源を有する五ヶ瀬町ですが、近年の少子高齢化の進展により著しく人口が減少し、現役世代の担い手確保に苦慮しています。

これらを打開するため、地域外からの人材を積極的に受け入れ、地域と共に新たな本町の活性化につながる活動の展開に、豊かな発想力と行動力のある地域おこし協力隊を募集します。

- 1 募集人員 霧立山地で G T T (五ヶ瀬版トレッキングツーリズム) 1 名
霧立山地の豊かな自然を学び、来訪者に対してその意味や重要性についての分かり易い解説や情報発信を行うインタープリターを目指します。また、霧立山地だけにとどまらない五ヶ瀬版トレッキングツーリズムの確立に取り組んでいただきます。
- 2 受入事業者 一般社団法人霧立山地ビジターセンター
一般社団法人霧立山地ビジターセンターは、九州脊梁の霧立山地において、「自然の保全と活用」による新たなツーリズムの創成を目的として設立されました。近年の鹿食害を起因とする生態系破壊の現状をふまえ、自然の再生活動である「みんなの森づくり」に取り組めます。あわせて、五ヶ瀬版トレッキングツーリズムの確立に向けた P R、インフラ整備、コンテンツ開発及び町内他地区とも連携し、地域活性化を図ります。
- 3 業務概要
 - (1) 霧立山地の動植物、地質・化石、山地の民話及びトレッキング等の情報収集・発信並びに展示作業
 - (2) トレッキングコースの開発、歩道整備、距離標及び案内板等のサイン設置
 - (3) 鹿食害地において自家育苗したブナやミズナラ等の植栽

- (4) 霧立山地の既設鹿防護柵の巡回メンテナンス作業
- (5) 霧立山地を軸とした新たなコンテンツ及びプランの企画・提案
- (6) その他霧立山地にとどまらない五ヶ瀬町の観光振興に関する業務

4 募集対象

- (1) 年齢、性別は問いません。
- (2) 現在、3大都市圏内をはじめとする都市地域等（条件不利地域以外）に在住し、採用後、五ヶ瀬町に生活の拠点を移し、住民登録できる方。なお、既に五ヶ瀬町に住民登録のある方は対象外となります。
※ 条件不利地域とは… 総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表（PDF）」を参照してください。
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方（AT限定可）
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (5) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、町を元気にするために意欲的に行動できる方
- (6) 任期終了後も就業や起業などにより五ヶ瀬町内に定住する意欲のある方
- (7) パソコン（Word、Excel、Power point、インターネット等）の一般的な操作ができる方
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (9) 森林インストラクター又はインタープリター等を目指す人

5 勤務時間

原則として1日あたり7時間45分、1週あたり5日間を目安に、受入事業者の意向を踏まえて決定します。

6 雇用形態

- (1) 受入事業者と雇用契約を締結していただきます。五ヶ瀬町との雇用関係はありません。
- (2) 地域おこし協力隊として町長が委嘱します
- (3) 任期は、委嘱の日から令和9年3月31日とします。なお、期間は更新することができ、原則、最初に委嘱された日から3年を限度とします。
- (4) 隊員としてふさわしくないと判断した場合等には、任期中であっても解嘱することができるものとします。

7 待遇及び福利厚生

- (1) 給料は、月額213,100円を基本とします。また、賞与（4.65月）及び昇給があります。
※ 五ヶ瀬町会計年度任用職員の給与に準じます。

- (2) 社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険に加入します。なお、自己負担分は給料から控除します。
- (3) 有給休暇は、年次休暇、特別休暇等があります（受入事業者の就業規則に準じます）。
- (4) 活動に必要な経費（旅費、消耗品費及び住宅賃借料等）は五ヶ瀬町との委託契約に基づき受入事業者が負担します。ただし、自家用車等の生活備品は各自で御準備ください。あわせて、転居に係る費用、水道光熱費等は個人負担となります。
- (5) 雇用主の許可を受ければ、地域協力活動に支障がない範囲で勤務時間外の副業は可能です。

8 応募方法

- (1) 応募期限 令和8年7月31日（金）必着
- (2) 提出書類
 - ア 五ヶ瀬町地域おこし協力隊応募用紙
（五ヶ瀬町ホームページよりダウンロード可）
 - イ 運転免許証の写し
 - ウ 住民票（応募時の住所地のもの）
 - エ その他PR資料（任意）
- ※ 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。
- (3) 応募先
 - 〒882-1295
 - 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地
 - 五ヶ瀬町企画課 「地域おこし協力隊」担当宛

9 選考

- (1) 第1次選考
 - 募集締切後おおむね1週間以内に、結果を応募者全員に文書にて通知します。
- (2) 第2次選考
 - 第1次選考合格者について、面接を五ヶ瀬町役場にて行います。詳しい日時は、第1次選考合格通知でお知らせします。
 - ※ 面接会場までの交通費等は各自ご負担ください。
- (3) 最終選考結果の通知
 - 第2次選考終了後、おおむね1週間以内に文書で通知します。

10 採用予定日

令和8年9月1日以降（詳細は、協議の上決定します。）

11 その他

募集に関する質問は、五ヶ瀬町公式ホームページのお問い合わせフォーム、または下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

〒882-1295

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

五ヶ瀬町企画課 「地域おこし協力隊」担当

TEL:0982-82-1717 FAX:0982-82-1720

E-mail:kikakuseisaku@town.gokase.miyazaki.jp